

1. 目標に関する評価

(1) 住民の健康の保持の推進に関する目標

① 特定健康診査の実施率に関する数値目標

| 2017年度<br>(計画の足下値) | 第3期計画期間  |        |        |        |        |                 |
|--------------------|--|--------|--------|--------|--------|-----------------|
|                    | 2018年度   | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度<br>(目標値) |
| 54.3%              | 55.6%  | 57.2%  | 56.0%  | 59.2%  |        |                 |
| 目標達成に必要な数値         | 56.9%  | 59.5%  | 62.1%  | 64.7%  | 67.3%  | 70%以上           |
| 第3期の取組             | ○特定健康診査等指導者養成事業として、医療保険者に所属する保健師、管理栄養士、事務職員等を対象に、国の示す標準的な健診・保健指導をもとに研修会を実施した。<br>○6月を「特定健康診査・特定保健指導普及啓発強化月間」と定め、強化月間を中心に、医療保険者と協力し、県民へ特定健康診査・特定保健指導の必要性について啓発した。   |        |        |        |        |                 |
| 第4期に向けた課題          | 実施率は年々増加しているが、目標値には及んでいない。医療保険者別の実施率をみると、保険者間で差がある。これは、企業の規模によって特定健診・特定保健指導の実施体制に違いがあるなどの原因が考えられ、保険者間の差を縮める必要がある。また、健診及びその後の保健指導が健康長寿の実現のために重要であることを引き続き周知する必要がある。 |        |        |        |        |                 |
| 第4期に向けた改善点         | 特定健康診査・特定保健指導の実施率向上のため、市町村、医療保険者及び関係団体と連携し、県民に向けた普及啓発や、特定健康診査等に従事する人材の資質向上に係る取組をさらに推進する。   |        |        |        |        |                 |

出典：「特定健康診査・特定保健指導に関するデータ（平成29～令和3年度）」（厚生労働省）

② 特定保健指導の実施率に関する数値目標

| 2017年度<br>(計画の足下値) | 第3期計画期間  |        |        |        |        |                 |
|--------------------|--|--------|--------|--------|--------|-----------------|
|                    | 2018年度   | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度<br>(目標値) |
| 21.6%              | 25.0%  | 25.8%  | 24.7%  | 27.7%  |        |                 |
| 目標達成に必要な数値         | 25.5%  | 29.4%  | 33.3%  | 37.2%  | 41.1%  | 45%以上           |
| 第3期の取組             | ○特定健康診査等指導者養成事業として、医療保険者に所属する保健師、管理栄養士、事務職員等を対象に、国の示す標準的な健診・保健指導をもとに研修会を実施した。<br>○6月を「特定健康診査・特定保健指導普及啓発強化月間」と定め、強化月間を中心に、医療保険者と協力し、県民へ特定健康診査・特定保健指導の必要性について啓発した。   |        |        |        |        |                 |
| 第4期に向けた課題          | 実施率は年々増加しているが、目標値には及んでいない。医療保険者別の実施率をみると、保険者間で差がある。これは、企業の規模によって特定健診・特定保健指導の実施体制に違いがあるなどの原因が考えられ、保険者間の差を縮める必要がある。また、健診及びその後の保健指導が健康長寿の実現のために重要であることを引き続き周知する必要がある。 |        |        |        |        |                 |
| 第4期に向けた改善点         | 特定健康診査・特定保健指導の実施率向上のため、市町村、医療保険者及び関係団体と連携し、県民に向けた普及啓発や、特定健康診査等に従事する人材の資質向上に係る取組をさらに推進する。   |        |        |        |        |                 |

出典：「特定健康診査・特定保健指導に関するデータ（平成29～令和3年度）」（厚生労働省）

③ メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率に関する数値目標

| 2017年度<br>(計画の足下値) | 第3期計画期間  |        |        |        |        |                 |
|--------------------|--|--------|--------|--------|--------|-----------------|
|                    | 2018年度   | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度<br>(目標値) |
| 18.7%              | 15.9%  | 17.2%  | 13.6%  | 16.4%  |        |                 |
| 目標達成に必要な数値         | 19.7%  | 20.7%  | 21.7%  | 22.8%  | 23.9%  | 25%以上           |
| 第3期の取組             | ○各医療保険者から法定報告として国へ提出される特定健診の実績報告データの提供を受け、分析を行った。<br>○2次医療圏における地域・職域連携会議等においてデータに基づく地域の特徴や健康課題について情報提供及び検討し、労働関係団体、医療保険者、市町村、地域の保健医療関係機関等と協働した取組を実施した。<br>○糖尿病指導者養成事業として、児童生徒が糖尿病予防のための正しい知識と生涯にわたる生活習慣病予防意識を身につけることを目標として、行政職員及び学校教諭を対象に研修会を実施した。 |        |        |        |        |                 |
| 第4期に向けた課題          | 減少率は年度によって増減があり、目標値には及んでいない。メタボリックシンドローム該当者及び予備群の標準化該当比をみると、県内でも地域によって差がある。  |        |        |        |        |                 |
| 第4期に向けた改善点         | 必要な健康データの収集、地域の健康課題が可視化できる資料の提供方法の工夫を行う。<br>若年期から健康的な生活習慣を身につけ、メタボリックシンドロームの予防・改善につなげることが重要であるため、教育関係機関、労働関係機関、医療保険者、市町村や地域の保健医療関係団体等との連携を更に推進する。  |        |        |        |        |                 |

出典：「特定健康診査・特定保健指導に関するデータ（平成29～令和3年度、厚生労働省）及び住民基本台帳人口（平成20年3月31日）」

④ たばこ対策に関する目標

|            |   |
|------------|---|
| 目標         | 2023年度における成人（20歳以上）の喫煙率<br>男性 17%以下 女性 4%以下   |
| 第3期の取組     | ○喫煙対策推進事業（指導者養成講習会の開催、地域喫煙対策事業の実施）<br>○普及啓発事業（喫煙の健康影響に関する啓発資料等を作成し、世界禁煙デー・禁煙週間を中心に啓発活動を実施）<br>○受動喫煙防止対策の推進（制度に係る相談・通報等への対応、普及啓発、国立保健医療科学院研修職員派遣等） |
| 第4期に向けた課題  | 喫煙率は若い世代を中心に減少しているが、40代から60代は減少幅が小さい、もしくは増加している。これは、従前から喫煙している人が、禁煙に至らない影響によるものと考えられる。  |
| 第4期に向けた改善点 | たばこ対策促進のための各種事業において、喫煙率の高い年代を中心に、禁煙したい者が禁煙できるサポート体制の整備を推進する。<br>受動喫煙防止対策においては、制度の周知、相談・通報への対応を継続して実施する。   |

⑤ 予防接種に関する目標

|            |   |
|------------|---|
| 第3期の取組     | ○市町村や保健所職員、医療機関関係者を対象に、予防接種に関する知識向上のため「予防接種基礎講座」を実施し、予防接種の有効性及び安全性の向上を図った。<br>○予防接種健康被害の救済についても、円滑な運用を実施した。 |
| 第4期に向けた課題  | 引き続き上記の取り組みを実施し、予防接種に関わるすべての関係者が感染症や予防接種について体系的に学び、理解を深めることにより、より安全な予防接種の実施を図る。                             |
| 第4期に向けた改善点 | より実践的な研修となるよう、現場の医療従事者の声を聞きながら、研修内容を改善していく。   |

⑥ 生活習慣病等の重症化予防の推進に関する目標

|            |  |
|------------|--|
| 第3期の取組     | ○慢性腎臓病（CKD）啓発事業として、県民に対し慢性腎臓病の予防や早期発見のための健（検）診受診について啓発した。<br>○慢性閉塞性肺疾患（COPD）対策事業により、COPDの認知度向上のため、普及啓発に取り組んだ。<br>○2次医療圏における地域・職域連携会議等においてデータに基づく地域の特徴や健康課題について情報提供及び検討し、労働関係団体、医療保険者、市町村、地域の保健医療関係機関等と協働した取組を実施した。 |
| 第4期に向けた課題  | 今後、高齢者数の増加に伴い生活習慣病をもつ県民の増加が見込まれることから、生活習慣病重症化予防の重要性が更に高まる。   |
| 第4期に向けた改善点 | 講習会や啓発事業では、参加者を増やすため、周知・開催方法や内容の工夫を重ねていく。<br>働き盛り世代などに対して、効果的な啓発が実施できるよう企業や医療保険者等の関係機関と連携した取組を推進する。  |

② 医薬品の適正使用の推進に関する目標

|            |   |
|------------|---|
| 第3期の取組     | ○かかりつけ薬剤師・薬局の重要な機能である在宅医療の薬物療法へのサポートを行うことが出来る人材を育成するために、「薬剤師在宅医療対応研修事業」を実施した。<br>○国民健康保険の全保険者の重複投薬の是正に向けた取り組み状況を確認するとともに、積極的に行うよう実地指導等で適宜指導した。<br>○国民健康保険の被保険者の多剤服薬者等を対象とした、薬剤師による健康相談モデル事業を行った。<br>○愛知県後期高齢者医療広域連合に対して、12月に実地指導を行い、適正な受診について被保険者への意識啓発に努めるよう助言した。また、診療報酬明細書の審査及び点検の充実強化、重複受診者・頻回受診者への訪問指導活動等の実施状況を確認するとともに、引き続き積極的に実施するよう助言した。 |
| 第4期に向けた課題  | 引き続き上記のような取組を推進していく。  |
| 第4期に向けた改善点 | 引き続き上記のような取組を推進していく。  |

（2）医療の効率的な提供の推進に関する目標

① 後発医薬品の使用促進に関する数値目標

| 2017年度<br>(計画の足下値)             | 第3期計画期間  |        |        |        |        |             |
|--------------------------------|--|--------|--------|--------|--------|-------------|
|                                | 2018年度   | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度(目標値) |
| 73.8%<br>【参考】69.6%<br>(NDBデータ) | 78.2%  | 80.9%  | 82.8%  | 83.1%  | 84.7%  |             |
| 目標達成に必要な数値                     | 74.8%  | 75.8%  | 76.8%  | 77.8%  | 78.9%  | 80%以上       |
| 第3期の取組                         | ○県ウェブページの活用や後発医薬品に関するリーフレット等を薬局及び関係機関等に配布することにより、県民に対して後発医薬品の正しい知識の普及啓発を行った。また、医療機関や薬局が、後発医薬品を選択する際の参考となるよう、後発医薬品採用リストを更新した。<br>○県民を対象に Web アンケートを実施し、後発品の認知度や使用経験の調査を行った。<br>○愛知県後発医薬品適正使用協議会を開催し、十分な理解や信頼が得られるよう関係者等と情報共有を行った。<br>○国民健康保険の全保険者の被保険者への後発医薬品希望カードの配布や差額通知の実施状況を確認するとともに、積極的にを行うよう実地指導等で適宜指導した。<br>○愛知県後期高齢者医療広域連合に対して、12月に実地指導を行い、被保険者への後発医薬品希望カードの配布や差額通知の実施状況を確認するとともに、引き続き積極的に実施するよう助言した。 |        |        |        |        |             |
| 第4期に向けた課題                      | Web アンケートにおいても、県民（回答者）の半数以上は後発医薬品の品質や副作用に不安を感じていることから、引き続き、県民に対して後発医薬品の正しい知識の普及啓発を行っていく必要がある。  |        |        |        |        |             |
| 第4期に向けた改善点                     | 既に目標は達成しているものの、今後、さらなる高齢化が進み、医療費が増えていく中で、さらに取組を推進していく必要がある。  |        |        |        |        |             |

出典：「調剤医療費の動向（平成29～令和4年度）」（厚生労働省）